

三木市記者発表資料 (令和6年6月7日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総合政策部 企画政策課 縁結び課	課長 堂元誠二 (内線 2481)	企画政策係	0794-82-2000 (内線 2482)
	課長 成瀬拓生 (内線 2382)	縁結び係	(内線 2208)

タイトル
株式会社スターエムに対する「三木市制施行 70 周年記念事業パートナー」及び「ふるさと納税返礼品協力事業者」の登録資格停止について
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者について、令和 6 年 3 月 28 日に公正取引委員会から独占禁止法違反による排除処置命令及び課徴金納付命令が出されたことを受け、登録資格停止としました。 ・令和 6 年 6 月 6 日（木）に当該事業者宛て通知しました。
説明文
<p>以下のとおり、株式会社スターエムに対する「三木市制施行 70 周年記念事業パートナー」及び「ふるさと納税返礼品協力事業者」の登録資格停止を行いました。</p> <p>1. 登録資格停止期間 令和 6 年 6 月 10 日から 10 月 9 日まで（4 ヶ月間）</p> <p>2. 登録停止理由について 当該事業者が、木工用ドリルの製造販売を巡り、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条（不当な取引制限の禁止）違反により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 三木市制施行 70 周年記念事業パートナー制度実施要綱においては登録抹消に該当しないと判断し、登録停止の規定はないが三木市入札契約制度の指名停止基準に準じた扱いとする。 また、ふるさと納税返礼品協力事業者登録資格についても同様の扱いとする。 (指名停止基準 第 4 条第 2 項及び別表第 2 の 2(1)イ準用)</p>